

取手地方広域下水道組合
女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画

平成28年4月
取手地方広域下水道組合

1 目的

取手地方広域下水道組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、取手地方広域下水道組合管理者、取手地方広域下水道組合議会議長が連名で策定し公表するものです。

2 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。なお、計画期間内においても、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 推進体制等

取手地方広域下水道組合では、本計画を効果的に実施するため、総務課人事担当が主体となり、本計画について継続的に周知し、女性職員の活躍を推進していくこととします。

本計画に基づく取組の実施状況を、組合ホームページ等で毎年1回公表します。

4 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標と目標達成のための取組

法第15条第3項及び本計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条に基づき、取手地方広域下水道組合の女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

なお、この目標は、取手地方広域下水道組合の女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題を掲げています。

(1) 全職員に占める女性職員の割合

《現状》

平成27年4月1日現在

全職員数 (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)
53	9	17.0

下水道工事の設計・施工及び下水道施設の維持管理等の技術的業務が多く、従来、男性職員中心の職場でした。平成27年度4月1日新規採用職員5名のうち4名の女性職員を採用しましたが、依然として女性職員の割合が17.0%と少ない状況です。

《数値目標》

平成32年度までに、全職員に占める女性職員の割合を20%以上にします。

《取組内容》

- ・平成28年度から、技術的業務が多いなかでも女性活躍の場があることをホームページ等で積極的に広報活動を行います。また、職員募集の際に女性の応募を促す内容を加えます。

(2) 係長以上の女性職員の割合

《現状》

平成27年4月1日現在

	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
次長	2	0	0
課長	5	0	0
課長補佐	6	0	0
係長	11	0	0
計	24	0	0

係長以上の女性職員が0名(0%)の状況であるため、少しずつ係長以上の女性職員を増やしていく必要があると考えます。

《数値目標》

平成32年度までに、係長以上の女性職員の割合を8%以上にします。

《取組内容》

- ・平成28年度から、毎週水曜ノー残業デイの実施を周知・徹底するなど、職員が定時で退庁しやすく、仕事と家庭の両立が安心してできるような職場環境づくりをし、女性職員が昇進に意欲を持てるような環境を整えます。
- ・平成28年度から、女性職員がスキルアップできるよう、研修及び講習会等の情報提供を行います。